

新型コロナウイルス感染症による面会についてのお知らせとお願い

身元引受人様及びご家族様につきましては、日頃より当施設の運営につきまして、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。皆様のご協力のおかげで、現在新型コロナウイルス及びインフルエンザの感染もなく安全に過ごせています。

新型コロナウイルス感染症については、他県で第2波が発生したり、未だに治療法が確立していないことから、皆様も不安な毎日をお過ごしのことと存じます。

当施設も、感染予防対策として面会を中止し、勤務時間を変更し職員同士及びご利用者同士ができる限り密にならないように注意しています。

出勤時には、必ず入り口で、手指消毒及び手洗い、体温を測り、マスクを着用して仕事をしています。今後も予防対策は継続していきます。

面会については、今後、高知県内での新たな発生がなければ、全国老人福祉施設協議会の基準に基づき、下記の事項を守っていただいたうえで、6月15日から面会を再開したいと考えています。

面会をされる方をお願いすること

- ① 面会は1日5組までとします。
- ② 1組2人までとします。
- ③ 1組の面会時間は15分とします。
- ④ 面会時間は、午前10時から11時と午後2時から午後4時までとします。
- ⑤ 面会前に面会チェックシートに記入していただきます。
- ⑥ 面会時の飲食は禁止します
- ⑦ 面会者のうち、1人でも37度以上の熱があれば、全員面会できません。
- ⑧ 面会場所は、会議室とします。(居住区及び居室には入れません)
- ⑨ 面会を希望する場合は、希望日が決まり次第、施設まで連絡してください。他の面会者の方と一緒にならないように調整いたします。なお、当日連絡の面会はできません。
- ⑩ 下記の5都道県・8府県の方は7月末まで面会できません。
5都道県(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・北海道)
8府県(福岡県・茨城県・石川県・岐阜県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県)
- ⑪ 看取り介護中の方は面会できますが、施設職員の指示に従ってください。
- ⑫ 面会時もマスクは着用してください。

なお、高知県内で新たな感染者が発生した場合は、面会を中止いたします。